

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第14項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（一定のものを除きます。以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産について、次に掲げる贈与等をしようとする場合において、措置法第40条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

- ・ 他の公益法人等（措置法第40条第1項第1号に掲げる者に限ります。）への贈与
 - ・ 類似の公益事務をその目的とする公益信託（当該公益信託の受託者が措置法第40条第1項第2号に掲げる者であるものに限ります。）への信託財産とするための拠出
- この表において、上記の他の公益法人等及び公益信託の受託者を「引継法人等」といいます。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、受贈法人等の主たる事務所の所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- 3 「引継法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 4 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「引継法人等」には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与等を受ける引継法人等の主たる事務所の所在地（引継法人等が個人である場合は、当該引継法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。また、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、引継法人等が公益信託の受託者である場合に記載してください（当該公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄の記載は不要です。）。
- 6 「公益引継資産（引継法人等に贈与等をしようとする財産等）の明細」は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人等に贈与等をしようとする場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1
$$\frac{\text{措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第18項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \times \text{公益認定法施行規則第67条第2項に規定する公益目的取得財産残額の見込額}^{*1}$$

2
$$\frac{\text{公益認定法施行規則第68条第1項}^{*2}\text{の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第19項）}}{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}} \times \text{公益認定法施行規則第68条第3項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額}^{*3}$$

※ 公益認定法施行規則第42条第1項及び第2項又は公益認定法第19条第1項ただし書の規定の適用を受けることとなった措置法第2条第2項第19号に規定する事業年度に係る公益認定法第22条第1項に規定する財産目録等を同項の規定により公益認定法第3条に規定する行政庁に提出した日前に特定処分を受けた場合における※1～※3は、それぞれ次のとおりとなります。なお、次の旧公益認定法施行規則とは、令和6年10月30日号外内閣府令第87号による改正前の公益認定法施行規則をいいます。

※1	旧公益認定法施行規則第49条第1号の金額及び同条第2号の金額との合計額
※2	旧公益認定法施行規則第50条第1項
※3	旧公益認定法施行規則第50条第3項第1号の金額及び同項第2号の金額との合計額

- 7 「代替公益引継資産（引継法人等が公益引継資産で取得しようとする資産）の明細」には、引継法人等が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与等を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。

- 8 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や贈与等をしようとする財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 9 この届出書は「引継法人等に贈与等をしようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 引継法人等に贈与等をしようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 引継法人等の登記事項証明書等（引継法人等が法人である場合）
- 4 引継法人等が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 5 引継法人等に贈与等をしようとする財産等をやむを得ない事情により贈与等の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等